

第1条 【適用範囲】

sports gym Loose time利用規約(以下「本規約」といいます。)は「sports gym Loose time」(以下「本クラブ」といいます。)の会員、本クラブに入会しようとする方及び本クラブの施設を利用する方に適用します。

第2条 【目的】

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦並びにボディメイクライフの振興を図ることを目的とします。

第3条 【管理運営】

本クラブの施設は、「sports gym Loose time」が経営及び管理運営します。

第4条 【会員制】

- 1 本クラブは会員制とします。
- 2 本クラブの個別施設を構成する各種サービスゾーン(以下「諸施設」といいます。)を利用範囲とします。
- 3 本クラブの会員区分は、個人会員とします。

第5条 【メンバーズカード】

- 1 本クラブは、会員に対してメンバーズカードを貸与します。
- 2 会員が本クラブを利用する時は、メンバーズカードを提示しなければなりません。

第6条 【入会資格】

本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

- (1) 会員区分において本クラブが別途定める資格に該当する方。
- (2) 本規約に同意した方。
- (3) 満16歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に法定代理人(親権者)の同意が必要となります。
- (4) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただいた方。
- (5) 医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
- (6) 伝染病等他人に伝染又は感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
- (7) 妊娠していない方(但し、別途本クラブが認めた場合を除く。)
- (8) 刺青(ファッションタトゥーを含みます。)をされていない方。
- (9) 反社会的勢力(暴力団及び暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含む、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。)の関係者でない方。
- (10) 過去に本クラブより除名の通告を受けていない方。
- (11) 過去に第23条第3項に基づき諸施設の利用を禁止されていない方。

第7条 【入会手続き等】

- 1 本クラブに入会しようとするときは、本クラブが別途定める所定の申込方法により入会申込みを行い、本クラブによる審査を受けたうえ、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。
- 2 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。なお、審査方法、審査過程及び審査の内容は開示できません。
- 3 会員は、入会后、本クラブから本人確認書類の提示を求められたときは速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても、会員は、第10条1項に定める諸費用を支払います。
- 4 未成年の方が入会の利用契約を締結しようとするときは、本クラブが別途定める書面により法定代理人(親権者)の同意を得た上で、入会の利用申込みを行っていただきます。この場合、法定代理人(親権者)は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく義務及び責任を本人と連帯して負うものとします。
- 5 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第8条 【変更手続き等】

- 1 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続を行うものとします。
- 2 本クラブが、会員の住所宛てに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着又は届かなかった場合には、通常到達すべき時に本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第9条 【個人情報保護】

- 1 本クラブは、個人情報を適法・公正な手段によって取得するものとします。会員等から取得した個人情報は、明示した利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用し、目的外利用の防止措置を講じるものとします。
- 2 本クラブは、会員から取得した個人情報を適切に管理し、法令等で定める場合を除き、ご本人の同意なしに、第三者に提供・開示することはありません。

第10条 【諸費用】

- 1 会員は、本クラブに対し、本クラブが別途定める期日までに、本クラブが別途定める方法及び手段により次の内容の諸費用(以下「諸費用」といいます。)を支払うものとします。

記

入会金	月会費	月会費(70歳以上)	ビジター(1回利用につき)
3,000円	6,600円	4,400円	2,750円

- 2 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用を支払うものとします。
- 3 一旦支払われた諸費用は、法令の定め又は本クラブが認める理由がある場合を除き、返還することができません。
- 4 会員が第1項に定める期日までに諸費用を支払わない等債務不履行がある場合、本クラブは、会員に対し通知をすることにより、未払いの諸費用と本クラブが会員に対して負う債務とを対当額にて相殺することができます。
- 5 第1項に定める期日までに支払うべき諸費用全額の支払いが完了しない場合、施設の利用ができなくなることがあります。

第11条 【会員資格の取得】

第7条の入会手続きが完了したときに、会員資格を取得するものとします。

第12条 【会員資格の相続・譲渡】

本クラブの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権及び譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本クラブの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。

第13条 【ビジター】

- 1 次の各号に該当する場合、会員以外の方(以下「ビジター」といいます。)も、諸施設を利用することができます。
 - (1) 会員の同伴者のうち、本クラブが別途定めた条件により認めた者。
 - (2) その他、本クラブが別途定めた条件により入会前に諸施設の利用を認めた者。
- 2 ビジターは、本クラブが第10条第1項に定める諸費用を支払うものとします(入会金を除く。)
- 3 ビジターは、本規約及び本クラブが別途定める諸規則(以下「施設内諸規則」といいます。)を遵守しなければなりません。

第14条 【その他会員以外の施設利用】

本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認めることができます。

第15条 【施設内諸規則の遵守】

会員(ビジター及び前条を含みます。)は、諸施設の利用にあたり、本規約及び施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第16条 【禁止事項】

本クラブは、会員(ビジター及び第14条を含みます。以下本条において同様です。)が、諸施設において次の行為を行うことを禁止します。

- (1) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げける、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6) 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) パーソナルサポート指導中のスタッフへの声掛け等の行為。
- (8) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (9) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (10) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
- (11) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (12) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
- (13) シャワールームで髪を染める行為。
- (14) 施設スタッフに対する本クラブ以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。
- (15) 16歳未満のお子様の同伴。(要相談)
- (16) その他法令及び公序良俗に反する一切の行為。

第17条 【損害賠償責任の免責】

- 1 会員(ビジター及び第14条を含みます。以下本条において同様です。)が、諸施設の利用中又は諸施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、本クラブに故意又は過失がない限り、本クラブは、当該損害に対する一切の責任を負いません。
- 2 本クラブは、第16条第12号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しております。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、本クラブに故意又は過失がない限り、会員各自の自己責任とし、本クラブは責任を負いません。
- 3 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、本クラブに故意又は過失がない限り、本クラブは一切関与せず、責任を負いません。

第18条 【会員の損害賠償責任】

会員(ビジター及び第14条を含みます。以下本条において同様です。)が、諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

第19条 【持込物に関する責任】

- 1 本クラブは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
- 2 本クラブは、故意又は過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失又は毀損について賠償する責任を負いません。

- 3 本クラブは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。但し、次の各号に定めるものを除きます。
- (1) 現金及び有価証券。
 - (2) その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物。
 - (3) 建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの。
 - (4) 携帯電話用装置。
 - (5) 運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの。
 - (6) 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード。
 - (7) 動物。
 - (8) テニスラケット、ゴルフクラブその他これらに類似する器具。
 - (9) 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物。

第20条 【会員資格喪失】

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

- (1) 第23条により除名されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 本クラブが、本クラブの施設全部を第24条により閉鎖したとき。
- (4) 会員に対し、破産手続開始、再生手続開始等（将来制定される手続きを含みます。）の申立てがあったとき。

第21条 【休会】

- 1 会員は、本クラブが相当と認めた場合に一時的に休会することができます。
- 2 会員は、本クラブが定めた期日（毎月10日）までに、本クラブ所定の書面により休会の手続きを行うことによって、当月の末日をもって休会できるものとします。
- 3 会員は、休会中の期間においては、毎月1,500円の休会費を支払うものとします。但し、休会理由が病気や出産等の理由によるものであって、本クラブが別途認めた場合にはこの限りではありません。

第22条 【退会】

会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、本クラブとの契約を自己都合により退会するときは、本クラブが定めた期日（毎月10日）までに、本クラブ所定の書面により退会の手続きを行うことによって、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるものとし、会員は、本クラブに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。なお、本クラブは、既に支払い済みの諸費用については返還することができません。

第23条 【除名等】

- 1 本クラブは、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、以後諸施設の利用が一切できないものとします。
 - (1) 第6条の入会資格（第7号を除く。）を喪失したとき。又は、入会資格（第7号を除く。）を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。
 - (2) 本規約及び施設内諸規則に違反したとき。
 - (3) 他の会員、ビジターや施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
 - (4) 他の会員、ビジターや施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
 - (5) 大声、奇声を発する行為、他の会員、ビジターや施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
 - (6) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員、ビジターや施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
 - (7) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
 - (8) 他の会員、ビジターや施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその旨の届出があったとき。
 - (9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
 - (10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
 - (11) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。
 - (12) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
 - (13) 諸費用の支払いを連続して2ヶ月間怠ったとき。

- (14) 施設スタッフに対する本クラブ以外の他社への就職あっせんや引き抜きを行ったとき。
- (15) 本クラブの許可なく、直接施設スタッフからトレーニングを受けたとき。
- (16) 法令及び公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
- (17) 別途定めるパーソナルトレーニングを3回以上無断で欠席したとき。
- (18) その他本クラブが会員としてふさわしくないと認められたとき。

- 2 会員は、本クラブから除名された場合であっても、除名日までの諸費用を支払う義務を負います。なお、本クラブは、既に支払い済みの諸費用については返還することができません。
- 3 本クラブは、ビジターが諸施設の利用中に前項各号に該当した場合、以後諸施設の利用を一切禁止することができます。
- 4 会員及びビジターは、第1項各号（ビジターにおいては第3項）に基づき、本クラブが除名したことによって、会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責任を負わないものとします。

第24条 【施設の閉鎖・休業及び解散】

本クラブは、次の各号に該当するときは、諸施設の全部又は一部の閉鎖、休業又は本クラブの解散（以下「閉鎖等」といいます。）をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として1週間前までに会員に対しその旨を告知します。

- (1) 気象災害その他外因的事由により、会員に危険が及ぶと本クラブが判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕又は点検を実施するとき。
- (3) 定期休業、施設スタッフの病気、怪我、その他やむを得ない事情のとき。
- (4) 事業譲渡、その他本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退、その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。

第25条 【利用の禁止】

会員（ビジター及び第14条を含みます。）が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であるとき。
- (2) 刺青（ファッションタトゥーを含みます。）があるとき。
- (3) 伝染病等他人に伝染又は感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
- (4) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (5) 妊娠しているとき（但し、別途本クラブが認めた場合を除く。）。
- (6) その他、正常な諸施設の利用ができないと本クラブが判断したとき。

第26条 【利用の一部制限】

会員（ビジター及び第14条を含みます。）が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限することができます。

- (1) 飲酒等により、安全に諸施設を利用することができないと本クラブが判断したとき。
- (2) 医師等から運動、入浴等を禁止されているとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (4) 妊娠しているとき（なお、本クラブが判断したときは、安全管理のため、必要な措置を講じることができず。）。
- (5) 事前の問診及び検査（脈拍・血圧等）により、安全に運動することができないと本クラブが判断したとき。
- (6) その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第27条 【諸費用の変更並びに運営システム変更について】

- 1 本クラブは、会員及びビジターが負担すべき諸費用について、本クラブが必要と判断したときは変更することができます。
- 2 本クラブは、本クラブが必要と判断したときは、施設運営システムを変更することができます。
- 3 前2項の場合、本クラブは1週間前までに、会員にこれを告知します。
- 4 本クラブは、施設スタッフの病気、怪我、その他やむを得ない事情がある場合には、休業（キャンセル）することがあります。
- 5 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

第28条 【本規約等の改訂】

本クラブは、本規約及び施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、本クラブは予め改訂の1週間前までに告知することにより、改訂した本規約及び施設内諸規則の効力が全会員に及ぶものとします。

第29条 【告知方法】

本規約における会員への告知は、来館時に口頭で告知、本クラブ内の公衆の見やすい場所へ掲示、本クラブのホームページの掲載、又は会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに、電子メールを送信して通知する方法のいずれかによるものとします。

作成日：2021.12.17
sports gym Loose time

上記内容を十分に確認しましたので、貴クラブへ申し込みいたします。

令和	年	月	日
住所	生年月日		
フリガナ氏名	連絡先		

第1条 【定義】

- 1 sports gym Loose time/パーソナルサポート規約(以下、「本規約」といいます。))は、sports gym Loose time(以下「本クラブ」といいます。))が会員に対して提供するパーソナルサポート(以下「本プログラム」といいます。))の提供条件を定めるものです。
- 2 本規約は、本クラブが運営する施設会員が、本プログラムを利用するにあたり適用されます。本規約に定めのない事項については、本クラブが運営する施設の利用規約(以下「利用規約」といいます。))を適用するものとします。なお、本規約と利用規約と競合する規定がある場合は、本規約の定めが優先されます。
- 3 本プログラムは、本クラブと会員の間で合意した実施日に、本クラブから会員に対し、カウンセリング及び運動指導を提供するサービスであり、当クラブ施設の会員のみが利用可能です。会員は本規約の定めに従って、自己の責任で申込や指導の予約手続き等を行うものとします。
- 4 本規約において、本プログラムにおける個別指導は、インストラクターを介する運動やストレッチ、カウンセリング、測定等を総称して「パーソナルトレーニング」と定義します。
- 5 本規約において、本プログラムにおける少人数制での指導は、インストラクターを介する運動やストレッチ、カウンセリング、測定等を総称して「セミパーソナルトレーニング」と定義します。
- 6 本規約において、パーソナルトレーニング及びセミパーソナルトレーニングを総称して「トレーニング」と定義します。

第2条 【料金支払】

- 1 本プログラムの料金(以下「パーソナルサポート料金」といいます。))は、次のとおりとします。

記		
パーソナルトレーニング (1回)	セミパーソナルトレーニング (1回)	セミパーソナルトレーニング (1回)70歳以上
5,500円	1,100円	550円

- 2 会員は、本クラブが指定する方法及び手段により、上記パーソナルサポート料金を支払うものとします。
- 3 一旦支払われたパーソナルサポート料金は、法令の定め又は本クラブが認める理由がある場合を除き、返還することができません。

第3条 【トレーニング実施日の決定及びキャンセル方法】

- 1 会員は、毎月、本プログラムのトレーニング実施希望日の2日前までに予約手続きを行い、本クラブの承認を得た上で実施日を決定するものとします。
- 2 会員が、前項に従い決定したトレーニングの予約をキャンセルする場合、トレーニング実施日前日の受付時間終了までに、本クラブに対し、キャンセルの連絡をするものとします。会員が、当該受付時間を過ぎてからキャンセルをする場合、トレーニング1回分を実施したものと取り扱います。但し、当クラブの都合及び天災により、プログラムの実施が出来なかった場合はこれにあたりません。
- 3 前項で定めるキャンセルの受付時間終了までのキャンセルであったとしても、会員によるキャンセルが複数回続いた場合は、トレーニング1回分を実施したものと取り扱い、当月の再予約をお断りする場合があります。

第4条 【指導時間及び内容】

- 1 本プログラムのトレーニング実施時間は1回あたり約50分とします。但し、本クラブ内の混雑状況や本プログラム実施内容により、1回あたりのトレーニング開始時間及び実施時間が前後する場合があります。
- 2 トレーニングの内容については、本クラブのインストラクターと会員が面談によって決定するものとします。但し、セミパーソナルトレーニングについては、本クラブのインストラクターが決定する場合があります。
- 3 トレーニング(特にストレッチや測定)を実施する際、身体に触れて指導を実施することがあります。
- 4 会員は、トレーニングが医療行為及び医薬類似行為とは異なること、本クラブの提供するサービスは体力向上やコンディション(調子)を整える指導やアドバイス又は情報提供に留まることを理解したうえで契約するものとします。

第5条 【指導の実施場所】

トレーニングを実施する場所は、本クラブの施設のみとなり、会員の指定する施設で実施することはできません。

第6条 【チェックリストの提出及びコンディションの申告】

- 1 会員は、本プログラム申込時に本クラブに対し提出した本クラブ指定の健康チェックリストの内容が事実と反しないことを保証するものとし、トレーニング実施日当日のコンディションを本クラブに申告するものとします。
- 2 本クラブは、会員の申告に基づき、当日のトレーニングを実施するか決めるものとします。また、本クラブは、トレーニング中、会員が体調不良と認められる場合はトレーニングを中止することがあります。
- 3 健康チェックリストに記載のない事由又は本クラブに申告しなかった事由によって、会員に発生した傷害等については、本クラブは一切責任を負わないものとします。
- 4 会員は、トレーニング中、身体に痛みや何らかの違和感を感じる運動や動きがある場合は、速やかに本クラブに伝えるものとします。

第7条 【トレーニング中の事故等の免責】

会員は、細心の注意を払ってトレーニングを受けるものとし、本クラブはトレーニング実施中に会員の不注意により発生した事故及び怪我については一切責任を負わないものとします。

第8条 【メールサポート】

本クラブは、会員に対して、電子メールでの継続的な情報提供を行います。そのため、会員は、本クラブからの電子メールが受信可能な電子メールアドレスを、本クラブに対して提供するものとします。また、本規約に同意することを以て、本プログラムのサポートの一環として送信される電子メールを受信することに同意したものとします。

第9条 【諸規則の遵守】

会員は、トレーニング指導を受けるにあたり、本規約、利用規約及び施設内諸規則を遵守し、本クラブ施設スタッフの指示に従うものとします。

第10条 【本プログラムの中止、解約】

本クラブは、会員が次のいずれかに該当した場合には、本プログラムの提供を停止し、又は本契約を解約することができるものとします。また、これにより停止又は解約された場合にも支払済みのパーソナルサポート料金等は返還しないものとします。

- (1) 本クラブに虚偽の事実を申告したことが判明した場合。
- (2) 本規約及び利用規約の定め違反した場合。
- (3) キャンセルの受付時間を過ぎてからのキャンセルが複数回続いた場合。
- (4) 会員が、本クラブの会員の資格を喪失した場合。
- (5) その他、本クラブが会員の本プログラムの継続を不適切と認めた場合。

第11条 【会員の損害賠償責任】

会員がトレーニング中、会員の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者(セミパーソナルトレーニングにおいては、同じトレーニングを実施している会員を含む。)に損害を与えたときは、会員が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第12条 【会員情報の管理及び利用目的】

- 1 本クラブは、本プログラムの提供に関して取得する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護に関する方針及びお知らせ」に従って管理します。
- 2 本クラブは、プログラム実施期間中に記録した測定値等の内容を、本クラブ内でのプログラム効果実証や個人が特定できない範囲でのデータ公開に使用することができます。

第13条 【諸費用の変更並びに運営システム変更について】

- 1 本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべきパーソナルトレーニング料金及び本プログラムの内容について、本クラブが必要と判断したときは、これらを変更することができます。
- 2 本クラブは、前項に定めるパーソナルトレーニング料金及び本プログラム内容を変更するときは、1週間前までに会員にこれを告知するものとします。

第14条 【本規約等の改訂】

本クラブは、本規約及び施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、本クラブは予め改訂の1週間前までに告知することにより、改訂した本規約及び施設内諸規則の効力が全会員に及ぶものとします。

第15条 【告知方法】

本規約における会員への告知は、来館時に口頭で告知、本クラブ内の公衆の見やすい場所へ掲示、本クラブのホームページの掲載、又は会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに、電子メールを送信して通知する方法のいずれかによるものとします。

作成日:2021.12.17
sports gym Loose time

上記内容を十分に確認しましたので、貴クラブへ申し込みいたします。

令和	年	月	日
住所	生年月日		
フリガナ氏名	連絡先		